

平成 21 年 8 月 31 日 裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第 1 再審査請求の趣旨

再審査請求人 (以下「請求人」という。) の再審査請求の趣旨は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間 (以下「本件請求期間」という。) について、健康保険法 (以下「法」という。) による傷病手当金 (以下、単に「傷病手当金」という。) の支給を求める、ということである。

第 2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、左乳癌 (以下「当該傷病」という。) の療養のため労務に服することができなかつたとして、平成〇年〇月〇日から同月〇日まで (以下「期間 A」という。)、同年〇月〇日から同月〇日まで (以下「期間 B」という。)、同年〇月〇日から〇月〇日まで (以下「期間 C」という。)、及び同年〇月〇日から〇月〇日まで (以下「期間 D」という。) の各期間 (以下、併せて「既支給期間」という。) について傷病手当金の支給を受けていた。
- 2 請求人は、既支給期間に引き続き、当該傷病の療養のため労務に服することができなかつたとして、平成〇年〇月〇日 (受付)、〇〇社会保険事務所長 (以下「事務所長」という。) に対し、本件請求期間についても、傷病手当金の支給を請求したところ、事務所長は、同年〇月〇日付で、請求人に対し、本件請求期間については、「療養のための労務不能とは認

められないため。」として、傷病手当金を支給しない旨の処分（以下「原処分」という。）をした。

- 3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇社会保険事務局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

- 1 傷病手当金の支給については、法第99条第1項に「被保険者が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金・・・を支給する」と規定されている。

また、法第104条によれば、「被保険者の資格を喪失した日・・・の前日まで引き続き1年以上被保険者・・・であった者・・・であって、その資格を喪失した際に傷病手当金・・・の支給を受けているものは、被保険者として受けることができるはずであった期間、継続して同一の保険者からその給付を受けることができる。」（以下、単に「継続給付」という。）と規定されている。

本件の場合、請求人は、平成〇年〇月〇日に健康保険の被保険者の資格を喪失しており、その後の支給は上記法の規定する継続給付によるものである。

- 2 本件の問題点は、本件請求期間について、請求人が当該傷病の療養のため労務に服することができなかつたと認めることができるかどうかである。

第4 審査資料

「(略)」

第5 事実の認定及び判断

- 1 「略」
- 2 以上認定の各記載を総合勘案して請求人の当該傷病の病状とその経過

をみると、次のとおりである。すなわち、請求人は、平成〇年〇月〇日に当該傷病の治療のため左乳房部分切除術（乳房温存手術）を受け、術後出血が認められたものの、止血術によって、その後の経過は問題なく、同月〇日には軽快退院となり、同年〇月〇日から同年〇月〇日まで左乳房に〇〇Gy/〇〇Fr の放射線照射治療を受けているが、特段の問題の記載はなく、また、術後補助化学療法（注：抗がん剤治療）が1回目は同年〇月〇日に、2回目は同年〇月〇日に、3回目は同年〇月〇日に、4回目は同年〇月〇日にそれぞれ行われ、その後に嘔気・嘔吐がひどくなり、〇～〇日の短期入院が必要となったものの、いずれも一過性で、軽快していることが窺われる。また、上記の化学療法4回目以後である本件請求期間における請求人の当該傷病の診療実日数は1日のみとされているのであり、それは、請求人が、審査請求書及び再審査請求書で、「抗がん剤治療後は免疫力も低下し、体力が弱っていた為、体調が悪い時は家で菓をのみ療養をしていました。」「〇/〇から〇/〇の間の事です。が・・・今後の治療は再発率を少しでも下げるのか、卵巣機能を少しでも守るのか、という選択で」「私は毎回治療に迷ってしまうので、治療を始めるのも何週間後や何ヶ月後など遅れてしまっているのです。その間はもちろん病院にもかかれません」などと述べていることをしんしゃくしても、当該傷病についての診療の必要性の度合いを示しているものと言わざるを得ないところである。そして、A医師は、請求人が本件請求期間において労務不能であったことを認める趣旨の記載をしている理由を問われ、「本人の訴えのみによる。」と回答し、「傷病手当金の書類に記入したように労務不能に関して不明です」とも述べているのであり、その余の資料からも、本件請求期間における療養の必要性や、それゆえに労務不能であったことを客観的に確認させるような事実を見い出すことはできない。

以上の諸事情と、請求人が健康保険の被保険者の資格を喪失する前に勤務していた仕事の内容は、いわゆる内勤の事務であったこと（この点は当事者間に争いがないものと認められる。）を併せ考えると、請求人が当該傷病に係る手術を受け、〇か月を経過しようとする平成〇年〇月〇日からの本件請求期間において、なお当該傷病の療養のため労務に服することができなかつたとまで認めることはできないというべきである。

なお、再審査請求書中には、「・・・その時の検査で肺転移がわかり、その後肺の手術もしています。」との記載があるが、それが本件請求期間中のことであることを確認できる資料は全く存しないので、本件ではこれをしんしゃくすることはできない。

3 したがって、原処分は妥当であるから、本件再審査請求は理由がない。
以上の理由によって、主文のとおり裁決する。